

「決議 23 - 34 号について」

2011.10.26 高萩 RC ロータリー情報・研修委員会

ロータリーの奉仕理念を明文化したものが「決議 23 - 34 号」と言われています。

今まで奉仕の変遷を説明してきた中でも大きな出来事であり、最近いろいろと決議 23 - 34 号の扱いが問題になっていますので今回取り上げてみます。

1. <決議 23 - 34 号が 1923 年の国際大会に上程され、採択された背景>

1915 年~1923 年頃ロータリーの第 2 回目の危機（1908 年の第 1 回の危機に続き）——分裂の危機——として、奉仕理念を提唱・奨励するか、実際に困っている人たちへの奉仕を積極的に行うかという奉仕の在り方を巡って再び熾烈な論争が起きました。

***理念提唱派**は、自らの職業で利益を適正に配分し、職業倫理を高揚し自己研鑽に励み、奉仕活動は個人の立場で行うべき（職業奉仕派）

***奉仕実践派**は、社会的弱者に対する人道的奉仕を実践すべきで、金銭的な援助や RC の団体としての活動も積極的に行うべき（社会奉仕派）

ロータリーはその成立以来一貫して職業に関する徳義の向上を謳ってきたのであったが、1913 年ミード会長がロスアンゼルスクラブの例をあげて社会奉仕を奨励し、またエドガー・カレンの提唱した身体障害児の施療訓育運動がアメリカ各州に及んで、ついにそれが国際身体障害児協会に発展してロータリーの看板事業になってくると、各クラブは社会奉仕を競い、行き過ぎて慈善クラブと変わらぬものもできてきました。身体障害児への援助に熱心に取り組むクラブも多く、世間からは RC は身体障害児援助専門の団体と思われていたこともありました。

職業奉仕派と社会奉仕派との論争は、「奉仕の心の形成」と「奉仕の実践」の論争であり、個人奉仕と団体奉仕の論争、大都市のクラブと中小都市のクラブの対立、更には金銭的奉仕の是非まで発展して、綱領から社会奉仕の項目を外せという極論まで飛び出すほど激しいものでした。

1923 年 RI はセント・ルイス国際大会に「決議 23 - 8 号 障害児並びにその救助活動に従事する国際組織を支援する件」という決議案を提案することを決めました。これは積極的に身体障害児対策を推奨するために、ロータリーが国際身体障害児協会の活動を代行し、その費用として、RI が年間 1 ドルの特別人頭分担金を徴収することを定める内容であり、もしも、これが採択されれば、奉仕活動実践に関するクラブ自治権の侵害という問題で、收拾がつかない状態になることは必至でした。これに反対したシカゴクラブは、RI が奉仕活動の実践をクラブに指示することを禁止する「決議 23 - 29 号」を提案するという反対運動を展開しました。

その混乱を避けるために、決議 23 - 8 号と決議 23 - 29 号の双方を撤回する代わりに決議 23 - 34 号が提案・採択され、この論争に終止符が打たれたのです。決議 23 - 34 号が成立しなかったら、ロ

ロータリーは理論派と実践派に分裂し、今日のロータリーは存在しなかったに違いありません。

ロータリーは上意下達の団体であってはなりません。クラブの自治権はどんなことがあっても堅持しなければなりません。

2. <決議 23 - 34 号の当初のタイトルについて>

ロータリーの奉仕概念をロータリー運動の実体に即して説明するとき、理論と実践に分けると理解しやすくなります。理論はロータリー思想であるとともに、ロータリーの哲学です。具体的に言うと、ロータリークラブという組織を介して学ぶ「奉仕の心の形成」であって、それは親睦に繋がり、ロータリーの絶対条件です。これを欠くとロータリー運動は成立しません。実践は行動であり、ロータリアン個人で行う「奉仕の実践」を意味するもので、必要条件です。

ロータリー運動とは、「一業一会員」で選ばれた良質な職業人であるロータリアンが、毎週一回例会に集まり、例会を通じて「奉仕の心」を学び、その心を持ち帰って、ロータリアン個人の立場でそれぞれの事業所、家庭、地域社会や国際社会で、その心を「奉仕の実践」に移すことです。

理論と実践は車の両輪の如くバランスをとって回らなければなりません。

この考え方は本質的には正しいのですが、実践の主体がロータリアンであることは定義づけられていたとしても、ロータリークラブがおこなう「奉仕の実践」についての理論づけに欠けており、当時の論争の焦点はまさにその点にあったので、これを決議 23 - 34 号で明確にしました。

理念提唱派と奉仕実践派の対立を解消するのに効果があった「決議 23 - 34 号」(ナッシュビル RC のウィル・メーニアーが取り纏め)の採択当時のタイトルは、「綱領に基づく諸活動に対するロータリーの方針を再確認し、国際ロータリーとロータリークラブにおける今後の手引きとなる原則を定める件」でありました。従って、ロータリー全般にわたって、奉仕の実践を巡る、個人奉仕か団体奉仕かに対する長い論争に終止符を打つものであると同時に、RI と RC とロータリアンの機能を明確化し、ロータリアンと RC が行うロータリー諸活動に関する根源的な指針となるものです。

ポール・ハリスはこの決議が出てきた背景について、『ロータリーの理想と友愛』の中で次のように述べています。

「そのようにして月日の推移とともに漸く台頭してきたものは、ロータリーの内部における思想の対立であった。ロータリーへの適応性において、最も重要で最も優秀な機能の一つと考えられた職業奉仕の支持者は、社会奉仕が多くのクラブ、殊に比較的小さなクラブの会員を容易に独占したという事実を、ある種の羨望を持って眺めるようになった。」

3. <決議 23 - 34 号のタイトルの改正について>

その後、決議 23 - 34 号は何度か内容の改定もありましたが、1926 年のデンバー大会において、この決議のタイトルが「社会奉仕に関するロータリーの方針」と改正されました。(改正された理由は不明)

このタイトルの社会奉仕 Community Service という言葉は、決議 23 - 34 号の前文でロータリーにおいて Community Service は「個人生活、事業生活、社会生活全般にわたって奉仕の理想を適用す

る」と定義づけられておりますので、現在の四大奉仕という狭義の社会奉仕よりはるかに広い範囲を指していることが分かります。

現在の手続要覧では、決議 23 - 34 号が社会奉仕の項目に入っており、その表題も「社会奉仕に関する 1923 年の声明」となっているため、社会奉仕の指針であると間違っ て解釈している人が多いのですが、前文にロータリーにおいて社会奉仕とはという文言もありますし、また、ロータリーにおいて四大奉仕の考え方が導入されたのは 1927 年からであります。タイトルの改正の際に、文中で使われている Community Service（社会奉仕）という言葉と関連付けられて、タイトルが「社会奉仕に関するロータリーの方針」と変更されたように思います。

「決議 23 - 34 号」は全ての奉仕活動の指針であることを忘れてはなりません。

4. <決議 23 - 34 号はロータリーの哲学を示した唯一のドキュメント>

決議 23 - 34 号の特徴は、ロータリー運動全般を対象として、ロータリー哲学を定義し、RC と RI の機能分担を明らかにするとともに、「奉仕の実践」に関するロータリアンと RC と RI の原則を明確に区分し、確定したことです。

(決議 23 - 34 号の前文をそのまま記載)

次の声明は 1923 年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

決議 23 - 34 号の第 1 条で「ロータリーとは何か」ということでロータリーの奉仕の理念が明確に定義づけられています。第 2, 3 条でそれぞれ「RC」と「RI」の役割を述べ、第 4 条では「ロータリーは実践哲学」であることを謳い、第 5 条で「クラブ自治権」を確認し、第 6 条では、「RC の社会奉仕活動（広い意味での）の指針」を示しています。

特に第 1 条は、ロータリーの「綱領」に謳われている「奉仕の理想」すなわち奉仕の哲学を明確に定義した条文として極めて重要な価値があると考えられています。

ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕をしたいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕するもの、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

第2条はRCの役割について、

- ① 奉仕の理論を団体で学ぶこと
- ② 奉仕の実践例を団体で示すこと
- ③ 奉仕活動の実践を個人で行うこと
- ④ ロータリーの奉仕理念と実践を一般の人に受け入れてもらうこと

が述べられています。

この条文からも明らかなように、奉仕活動の実践は個人奉仕を原則としながらも、クラブによるサンプル（奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験）的な団体奉仕活動も認められています。

第3条はRIの役割について述べられています。RIの役割は奉仕理念の育成と普及、クラブの拡大、援助、管理と情報伝達およびクラブ運営と社会奉仕活動の標準化です。

第4条ではロータリー運動は単なる理念の提唱ではなく、実践哲学であり、奉仕する者は行動しなければならないと述べられています。理論派と称する人の中には、理論だけは人一倍述べても、実践活動には一回も参加したことのない人を見受けられます。WCSや社会奉仕のプロジェクトに参加して、初めて一人前に理屈を述べる権利が与えられることを忘れてはなりません。そして、クラブが団体奉仕活動を行う際の条件として、毎年一つの新しいプログラムを実施すること。単年度で終了すること。地域社会のニーズに従うこと。倶楽部全員に協力が得られることは定められています。この条文によって、条件付きとはいえ、クラブの団体奉仕が認められていることを忘れてはなりません。

第5条にはクラブ自治権について定められています。クラブが地域社会に適した奉仕活動を選ぶ絶対的権限を持っていますが、ロータリーの綱領に違反したり、クラブの存続を危うくするような活動をするのが禁じられています。なお、RIは、たとえそれが間違った活動であっても、クラブが行っている活動を禁止したり、特定の活動をするように命令することはできません。

第6条でクラブが実施する社会奉仕実践の指針が述べられています。すでに他の機関が実施している奉仕活動と重複する奉仕活動は禁止されています。大規模活動に対する制約。宣伝目的の活動の禁止。奉仕活動の実践は個人奉仕が原則であって、クラブが行うことはサンプルに過ぎないことが明記されていますが、これらの条件が果たして地域社会のニーズを満たすものかどうか考える必要があると思います。

決議 23 - 34 号はクラブによる団体活動を禁止した決議と受け取る人もいますが、それは間違いです。奉仕の実践はロータリアン個人が行うことが原則ですが、第2条、第4条、第6条—g)にあるようにクラブが会員の教育的効果を狙って実施するサンプル的な社会奉仕活動と制限していますが禁止するものではありません。

1992年規定審議会で、社会奉仕に関する新声明として「決議 92 - 286 号」が採択されました。これは、当初は決議 23 - 34 号と共に使用されるという但し書きがついてはいましたが、2010年の手続要覧にはその但し書きは記載されていません。決議 92 - 286 号は、個人奉仕と共にクラブの団体奉仕を推奨し、さらに RI が積極的に奉仕の実践例を提案することが明記されています。RI の権限を強め、

ロータリー運動を徐々にではあるが、団体奉仕が可能な方向に軌道修正しつつあることが伺われます。

なお、1923年の国際大会で国際協調を呼びかけた三か月後に、日本の関東大震災にたいして、RI はじめ17か国503RCから総額8千9百万円余の救援金が、大阪RC経由で贈られた。——世界各国のロータリアンから寄せられた義援金は、生まれて間もない東京RCの会員の意識を大きく変えたと伝えられていて、現在、日本のロータリアンが一生懸命奉仕活動をするのもその時の恩返しの意味が込められているという人もいます。

ロータリーの歴史の中で、1923年の「決議23-34号」と「関東大震災への義援金」をもって、ロータリーが成人に達したという人もいます。

5. <決議23-34号関係の最近の動き>

2007年11月のRI理事会において、ビル・サージント元副会長およびエド・フタ事務総長により、決議23-34号が社会奉仕の理念並びにRIとクラブの原理を正確に記すものではない(RIのポリオ・プラス・プログラムの推進に障害になる)という理由で、これをロータリー章典と手続要覧から削除する提案がなされました。

当時の日本からの理事(渡辺理事と小沢理事)はこれを阻止すべく、懸命に水面下の交渉を重ね、最終的に執行委員会提案として2008年1月の理事会において、今後の「手続要覧」の改定版に社会奉仕に関する1923年の声明を歴史的な文書として保存すること、および歴史的な価値を有するものとして手続要覧に記載されていることを言及する文を、ロータリー章典に含めることが決定されました。

そして、翌2009年1月の理事会で、小沢理事の努力により、執行委員会提案として、手続要覧の白いページに1923年の声明の全文を含めるという修正案が決定されました。

更に、2010年1月のRI理事会において、ビチャイ・ラタクル元RI会長の要請により、その重要性に鑑み、社会奉仕に関する1923年の声明を今後の「ロータリー章典」および「手続要覧」に含めること、およびそれ以前のそれと反対の決定を無効にすることが決定されました。

加えて、2010年4月開催のRI規定審議会において、日本からの提案10-182号(実質3地区からの共同提案 2650 敦賀、2770 埼玉、2550 釧路西)により、決議23-34号の第1項をそのままロータリーの奉仕理念の定義とする決議案が上程され、ビチャイ・ラタクルRI元会長の賛成発言などもあり、圧倒的多数で可決されました。(賛成444、反対66)

2010年手続要覧第8章社会奉仕114Pに「社会奉仕に関する1923年の声明」は記載されています。

6. <ロータリーで変えてはならないものは「奉仕の理念」>

<ポール・ハリス語録より>

「世界は絶えず変化しています。そして私たちは世界と共に変化する心構えがなければなりません。ロータリー物語は何度も書き替えられなければならないでしょう。」

「ロータリーがその適正な運命を理解するとしたら、ロータリーは必ず進歩しなければなりません。時には革命が起こる必要があります。」

これは、ポール・ハリスが残した有名な言葉です。ロータリーにおいて、「変えなければならないもの」と「変えてはならないもの」をはっきり分類しておく必要があります。

まず、絶対に**変えてはならないもの**は「ロータリーの哲学」すなわち「ロータリーの奉仕理念」でしょう。ロータリーの哲学を変えれば、この組織はロータリーではなくなるからです。

ロータリーの奉仕理念は **Service above Self** 超我の奉仕の哲学であり、**He profits most who serves best** という実践倫理に基づくものであることが明記されています。

変えてはならないものがある一方で、**変えなければならないもの**に、**RI、地区、クラブの管理運営や奉仕活動の実践**があります。組織の管理運営を長年変更せずに放置しておく、必ず制度疲労を起こします。また、奉仕活動の実践はそのニーズの変化に従って、柔軟に対応しなければ意味もありません。

そう考えた時、このロータリー哲学を明文化した唯一のドキュメントが**決議 23 - 34**号であり、これを順守することがロータリアンにとって最も大切なことだという結論に達します。

<参考資料> 田中 毅 氏 「源流セミナー」
ロータリーの友 「ロータリー100年のあゆみ5 決議 23 - 34 が生まれた時代」
あわじ中央ロータリークラブ 「ロータリー講座 ロータリー概論
第8章 奉仕の拡大——社会奉仕——」